

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令について

平成17年6月
総合政策局不動産課

1. 改正の背景

- (1) 不動産投資法人（いわゆる「Jリート」）市場は、17銘柄が証券取引所に上場、取得資産規模が2兆4千億円を突破する等、その市場は順調に発展し、不動産市場の活性化に資するとともに、今後も更なる拡大が期待されています。不動産投資法人資産運用業を行うには、投資法人及び投資信託に関する法律の規定により、宅地建物取引業法第50条の2の取引一任代理等の認可の取得が必要ですが、今般、Jリート市場の発展と同事業への参入の促進の観点から、同認可の条件である資本額及び純資産額基準の引き下げを実施することしました。
- (2) なお、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、「宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可に係る資本額及び純資産額基準（1億円）の緩和については、宅地建物に係る消費者保護等の観点も含め、幅広く調査・検討を行う」こととし、平成17年度中に措置を実施することが決定されています。

2. 改正の概要

宅地建物取引業法第50条の2の取引一任代理等の認可の基準のうち、資本額及び純資産額基準を現行の「1億円」から「5千万円」へ変更。

3. スケジュール

公布：平成17年7月1日（予定）

施行：平成17年7月1日（予定）